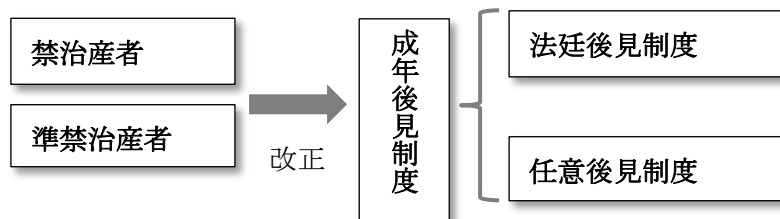


I.成年後見制度について

認知症や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なものを法律的に養護する制度である。

もともと、禁治産、準禁治産として民法に定められていたが、戸籍に記載され、個人情報をおびやかす恐れがあったため、今回の介護保険法改正に合わせて成立した。



法廷後見人制度の類型

(1) 後見

後見とは本人が一人で生活できないなど、**判断能力が全くないもの**が対象になる。

家庭裁判所より後見開始の審判がなされると、成年後見人が付され、本人がなした行為は**日常生活にかかわるものを除き、すべて取り消すことができる。**

また成年後見人は本人に代わって財産を管理し、契約を行う権利がある。

(2) 保佐

保佐とは**本人の判断能力が失われてはいないものの、特に不十分なものが対象**になる。

日常の買い物はできても一定の重要な取引行為（金銭管理、不動産売買、自宅の改修など）は一人でできないという段階の者である。

保佐人の同意を得ないでなした行為は後から取り消すことができる。

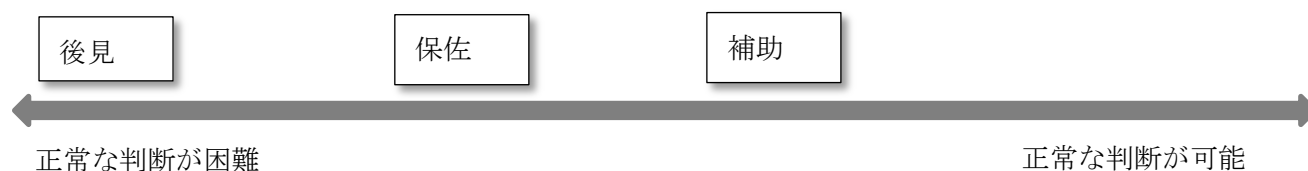
また家庭裁判所の審判により、特定の行為に対して保佐人に代理権を与えることができる。

(3) 補助

補助とは**通常の生活はできるけども、本人の判断能力が不十分なものが対象**になる。

補助開始の審判により、本人を援助する保佐人が選任され、同意見や代理権の範囲を定める申し立てをする。

補助の場合、事柄に応じて個別に決定されるが、**すべて本人の同意が必要**となる。



任意後見制度

任意後見制度は本人が契約の締結に必要な**判断能力を有している間に**、精神上的障害により判断能力が不十分な状態における高検事務と後見をする者（任意後見人）を**自ら事前に契約によりあらかじめ決めておく制度**である

その後実際に精神上的障害により判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所によって選任された任意後見監督人の監督のもとで、任意後見人による保護・支援を受ける制度である。

補助・補佐・後見の3種類型概要

| | | 帆所 | 保佐 | 後見人 |
|------------|-----------------|---|--------------------------|----------------------------|
| 要件 | 《対象者》 《判断能力》 | 精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により便宜する能力が不十分なもの | 精神上的障害により原義する能力が著しく不十分な者 | 精神上的障害により原義する能力がを欠く状況になるもの |
| 開始の 手続 | 申立権者 | 本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官など 任意後見人受任者、任意後見人、任意後見監督人（市町村長） | | |
| | 本人の同意 | 必要 | 不要 | 不要 |
| 機関の 名称 | 本人 | 被補助人 | 被保佐人 | 成年被後見人 |
| | 保護者 | 補助人 | 保佐人 | 成年後見人 |
| | 監督人 | 補助監督人 | 保佐監督人 | 成年後見監督人 |
| 同意見・ 取消 | 付与の対象 | 家庭裁判所が定める「特定の法律行為」 | 同左 | 日常生活における行為以外の行為 |
| | 取消権者 | 本人・補助人 | 本人・補佐人 | 本人・成年後見人 |
| 代理権 | 付与の手続 | 家庭裁判所が定める「特定の法律行為」 | 同左 | 財産に関するすべての法律行為 |
| | 付与の手続 | 本人の同意必要 | 本人の同意必要 | 本人の同意不要 |
| | 本人の同意 | 必要 | 必要 | 不要 |



軽症

重症